

第 8 3 号議案

蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例の制定について

蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡情報ネットワークセンター・生命の海科学館を教育施設として利用するため提案する。

蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条及び第244条の2の規定に基づき、蒲郡市生命の海科学館（以下「科学館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 科学に対する関心を深め、豊かな創造力及び研究心を養い、広く学習の場を提供するため、科学館を次のとおり設置する。

- (1) 名称 蒲郡市生命の海科学館
- (2) 位置 蒲郡市港町17番17号

(職員)

第3条 科学館に館長その他の職員を置く。

(事業)

第4条 科学館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 科学に関する資料の収集、保管、調査研究及び展示
- (2) 科学に関する学習機会の提供及び講演会等の開催
- (3) 学校その他の機関との相互協力
- (4) 科学館の施設及び設備の提供
- (5) その他蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(開館時間等)

第5条 科学館の開館時間及び休館日は、教育委員会が規則で定める。

(観覧料)

第6条 科学館の入館は、無料とする。ただし、科学館に入館する者（小学校就学前の者を除く。）が次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるところにより観覧料を納付しなければならない。

- (1) 展示室を観覧しようとする場合 別表第1に掲げる区分による。
- (2) 特別な企画による展示、催物等を観覧しようとする場合 1人3,000円以内において、その都度市長が定める。

(入館の拒否等)

第7条 教育委員会は、科学館に入館する者（以下「入館者」という。）が次の各号

のいずれかに該当するときは、科学館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだし、又はみだすおそれがあるとき。
- (2) 科学館の建物、附属設備、資料等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、科学館の管理上支障があると認めるとき。

(利用の許可及び使用料)

第8条 別表第2に掲げる施設（以下「有料施設」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会の許可を受け、同表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 教育委員会は、科学館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。
- 3 教育委員会は、有料施設を利用しようとする者が公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき、又は科学館の管理上支障があると認めるときは、利用を許可しない。

(特別の設備)

第9条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、有料施設の利用に当たって当該有料施設に特別の設備をし、又は既存の設備の変更をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、有料施設の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに第8条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

- 2 利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し及び中止命令)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 公用又は公共用に利用する必要が生じたとき。
- (2) 科学館の管理上やむを得ない理由が生じたとき。
- (3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
- (5) 利用者が公の秩序又は善良な風俗をみだし、又はみだすおそれがあるとき。

(観覧料等の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）を減免することができる。

(観覧料等の還付)

第13条 納付された観覧料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第14条 入館者は、故意又は過失により科学館の建物、附属設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、科学館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第8条第1項の許可を受けずに有料施設を使用した者
 - (2) 第9条又は第10条の規定に違反した者
 - (3) 第11条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反して有料施設を使用した者
 - (4) その他不正の方法により利用の許可を受けて有料施設を使用した者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(蒲郡情報ネットワークセンターの設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 蒲郡情報ネットワークセンターの設置及び管理に関する条例（平成11年蒲郡市条例第5号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の蒲郡情報ネットワークセンターの設置及び管理に関する条例第6条の規定により有料施設の利用の許可を受けている者は、この条例第8条の規定により有料施設の利用の許可を受けた者とみなす。

別表第1（第6条関係）

区分	観覧料		
	普通	団体	年間
	個人	30人以上	個人
	(1人1回につき)		(1人1年間につき)
大人	500円	300円	1,000円
小人 (中学生以下)	200円	100円	400円

備考 蒲郡市民で別に規則で定める市民利用証を提示した者は、無料とする。

別表第2（第8条関係）

施設名	使用料	
	1日4時間以下の使用	1日4時間を超える使用
情報研修室	1,000円	2,000円
メディアホール	3,000円	6,000円

備考 営利又は商業宣伝を目的とする場合は、当該使用料の10倍の金額とする。